

社会福祉法人 久栄会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人久栄会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。役員及び役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員（法人業務及び施設運営に係わる者）については、月額報酬300,000円迄の範囲で支給することができる。
- (2) 非常勤の役員及び非常勤役員等については、業務に応じた報酬を別表1のとおり、支給することができる

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第30条の規定に準ずる額

(支払日)

第4条 報酬は毎月25日に支払う。ただし、受給日が金融機関の休業日にあたる時は、その前日に支給するものとする。

2 役員等の報酬において、理事会・評議員会等の会議等に対する報酬は、当該会議等に出席したときに支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数か

ら日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり、端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月20日から改正し、施行する。